

地域密着型通所介護 重要事項説明書

1. 事業者

名 称 医療法人 北勢会
法人所在地 三重県いなべ市北勢町麻生田1525
代表者氏名 佐藤 貴志
電 話 0594-72-2611

2. 事業所概要

名 称 なでしこ
所 在 地 三重県いなべ市北勢町其原2044
管 理 者 佐藤 貴志
施設の種類 地域密着型通所介護事業
指 定 番 号 2471400263
営 業 時 間 8:00～17:00

※延長利用（木・土曜日）の際は18:30まで。

営 業 日 火～土曜日

※但し、正月等は除く。行事などが開催される場合はこの限りではない。

サービス提供時間 8:30～16:00

※希望あれば延長利用（16:00～18:00）を木・土曜日に実施。

実 施 地 域 いなべ市

電 話 0594-82-1011 FAX/0594-72-8281

開設年月日 平成20年4月1日

利 用 定 員 15名

3. 職員の配置及び内容

(1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。

(2) 生活相談員 1名（常勤・兼務1名）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、他機関との連携を行う。

(3) 看護職員 2名（非常勤・専従2名）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を把握する。

(4) 介護職員 4名（常勤・専従4名）

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名（常勤・専従1名）

利用者の日常生活上の機能訓練を行い、生活機能の改善や維持を行う。

4. 利用料金

本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 特別単価（介護度別支給限度を上回るサービス利用料金）
- (2) 食事代 一食 580 円（別途おやつ代 100 円）
- (3) おむつ代 実費
- (4) 通常の実施区域を越えて、サービスを提供するにあたり、実費又は自動車を使用した場合は、当該越えた地点から、片道 1 km 50 円。
- (5) その他、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- (6) 前 1 項から 5 項に係るサービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

5. サービス内容

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

6. 利用の中止・変更・追加

サービスの利用は、利用者の都合により中止・変更・追加できるものとする。この場合には、サービス実施の 3 日前までに事業者に出ることとする。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

8. 苦情解決

提供した介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口、苦情解決責任者、第三者委員を設置するものとする。

	所 属	担当者名	連絡先
苦情解決窓口	医療法人 北勢会	天春 卓也	0594-72-2618
苦情解決責任者	医療法人 北勢会	理事長 佐藤 貴志	0594-72-2611
第 三 者 委 員	くわな心理相談室	鈴木 誠	0594-27-3185
	南川久美子社会福祉士事務所	南川 久美子	090-8072-6847

また、市役所など公共の窓口にも相談できます。

相談窓口	連絡先
いなべ市役所 介護保険課	0594-78-3518
東員町役場 長寿福祉課	0594-86-2823
三重県国民健康保険団体連合	059-222-4165

9. 留意事項

- (1) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
- (2) 施設内は禁酒、禁煙です。
- (3) 騒音、わいせつ行為などの他者に迷惑になる行為はご遠慮ください。動物の持ち込みも禁止です。
- (4) 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

10. その他

- (1) 事業所は、利用者に対し適切な介護等を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ、文書により得るものとする。
- (4) 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- (5) 事業所は、利用者に対する介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該介護等を提供した日より5年間保存する。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北勢会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。